

福井県アウトドア協会 会費規程

第1条(目的)

本規程は、福井県アウトドア協会規約第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条(会費)

会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び年会費は理事会の決議により決定する。

第3条(会費の種類)

入会金は、正会員が入会する際に下記金額を納入する。

30,000円

年会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 正会員 | 30,000円／年 |
| (2) 賛助会員 | 150,000円 / 口(1口以上) |
| (3) 準会員 | 無料 |

- 2 年会費の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。

- 3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4条(中途入会の会費)

事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費は、入会した月の翌月の月割りとする。

第5条(改廃)

本規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

- 附則 1 この規程は、令和4年3月24日から実施する。